

塩谷町の自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例の一部を改正する条例（案）

塩谷町の自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例(令和3年塩谷町条例第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(_____抑制区域) 第7条 町長は、次に掲げる区域に該当すると認めるとときは、本町の美しい自然環境、景観及び安心安全な生活環境の保全のため当該区域を太陽光発電設備の設置を抑制すべき区域(以下「抑制区域」という。)として指定することができる。 (1) 豊かな自然環境が保たれ、地域における貴重な資源として認められる区域 (2) 土砂災害その他自然災害が発生するおそれがある区域 (3) 本町を象徴する魅力的な景観として良好な状態が保たれている区域 (4) その他設置事業により、事業区域の周辺地域(以下「周辺地域」という。)に著しい影響を及ぼすおそれがある区域 2 前項の_____抑制区域は、規則で定める_____。	(<u>禁止区域</u> 及び抑制区域) 第7条 町長は、本町の美しい自然環境、景観及び安心安全な生活環境の保全のため、太陽光発電設備の設置を禁止すべき区域(以下「 <u>禁止区域</u> 」といふ。)及び抑制すべき区域(以下「 <u>抑制区域</u> 」といふ。)として指定することができる。 (1)から(4)まで削除 2 前項の <u>禁止区域</u> 及び抑制区域は、次に掲げる区域とする。 (1) 禁止区域は、清らかな湧水を育み、水源かん養機能を合わせ持つ、塩谷町高原山・尚仁沢湧水保全条例(平成26年9月19日施行条例第23号)第5条に規定する湧水等保全地域とする。

(_____抑制区域の変更及び解除)

第8条 町長は、必要があると認めるときは、_____抑制区域の指定を変更し、又は解除するものとする。

(設置事業の許可等)

第9条 設置事業者は、抑制区域を含み、又は発電出力が50キロワット以上の太陽光発電設備により事業を行おうとするときは

(2) 抑制区域は、次に掲げる区域とする。

ア 豊かな自然環境が保たれ、地域における貴重な資源として認められる区域

イ 土砂災害その他自然災害が発生するおそれがある区域

ウ 本町を象徴する魅力的な景観として良好な状態が保たれている区域

エ その他設置事業により、事業区域の周辺地域(以下「周辺地域」という。)に著しい影響を及ぼすおそれがある区域

3 前項第2号の抑制区域は、規則で定める。

(禁止区域及び抑制区域の変更及び解除)

第8条 町長は、必要があると認めるときは、禁止区域又は抑制区域の指定を変更し、又は解除するものとする。

(禁止区域における制限)

第8条の2 禁止区域内においては、設置事業を行ってはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 発電出力が50キロワット未満であるとき。

(2) 町長が公益上、その他特に必要があると認めたとき。

(設置事業の許可等)

第9条 設置事業者は、禁止区域(第8条の2の規定により設置事業を行うことができる場合に限る。)若しくは抑制区域においては発電出力が10キロワット以上の太陽光発電設備により事業を行おうとするとき、又は、それ以外の区域においては発電出力が50キロワット以上の太陽光

_____、当該事業区域に係る設置事業に関する計画(以下「設置事業計画」という。)を定め、当該設置事業計画について町長の許可(以下「設置許可」という。)を受けなければならない。

2・3 (略)

(設置事業の届出)

第20条 設置事業者は、抑制区域を含まない事業区域であり、発電出力が10キロワット以上50キロワット未満の太陽光発電設備により

_____設置事業を行おうとする設置事業者は、当該設置事業に着手する日の30日前までに、規則で定めるところにより町長に届け出なければならない。

2 (略)

附 則

(経過措置)

3 前項の規定にかかわらず、施行日前に電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第9条第3項の規定による再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けているときは、第20条の規定を適用する。この場合において、「抑制区域を含まない事業区域であり、発電出力が10キロワット以上50キロワット未満の太陽光発電設備により設置事業」とあるのは、「設置事業」と読み替えるものとする。

発電設備により事業を行おうとするときは、当該事業区域に係る設置事業に関する計画(以下「設置事業計画」という。)を定め、当該設置事業計画について町長の許可(以下「設置許可」という。)を受けなければならない。

2・3 (略)

(設置事業の届出)

第20条 設置事業者は、禁止区域(第8条の2の規定により設置事業を行うことができる場合に限る。)及び抑制区域においては発電出力が10キロワット未満の設置事業を行おうとするとき、又はそれ以外の区域においては発電出力が10キロワット以上50キロワット未満の設置事業を行おうとするときは、当該設置事業に着手する日の30日前までに、規則で定めるところにより町長に届け出なければならない。

2 (略)

附 則

(経過措置)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に第10条第1項の規定による事前協議が終了している設置事業については、なお従前の例による。